様式第２６（第７条関係）

緊急通報の取扱い開始報告

年　　月　　日

取扱いを開始する緊急通報の種類

事業者名

緊急通報の取扱いを開始する年月日	
緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲	
緊急通報の取扱いの実施の方法	

注１　取扱いを開始する緊急通報の種類は、「警察機関への通報」、「海上保安機関への通報」又は「消防機関への通報」のいずれかとし、その種類ごとに別葉とすること。

２　「緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲」の欄は、「加入電話」、「中継電話」、「ＩＰ電話」、「公衆電話」、「携帯電話」、「ＰＨＳ」、「総合デジタル通信サービス」等と記載することとし、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が、一つのサービスの一部である場合は「ＩＰ電話（～に限る。）」又は「ＩＰ電話（～を除く。）」のように、緊急通報の取扱いを行うサービスの範囲が明確となるように記載すること。

３　「緊急通報の取扱いの実施の方法」の欄は、電気通信役務の提供を受ける者が緊急通報に係る電気通信番号をダイヤルしてから当該緊急通報を受信する機関に接続されるまでの手順、その他緊急通報に関する機能について記載すること。

４　報告した事項を変更するときは「開始」を「変更」と、緊急通報の取扱いを休止するときは「開始」を「休止」と、緊急通報の取扱いを廃止するときは「開始」を「廃止」として提出すること。

５　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。